

## 平成26年西東京市教育委員会第2回定例会会議録

- 1 日 時 平成26年2月22日（土）  
開会 午前10時03分 閉会 午後12時29分
- 2 場 所 保谷庁舎4階 研修室
- 3 付議事件 別紙議事日程のとおり
- 4 出席委員 委 員 長 竹 尾 格  
委員長職務代理者 宮 田 清 藏  
委 員 森 本 寛 子  
委 員 高 橋 ますみ  
委 員 米 森 修 一  
教 育 長 江 藤 巧
- 5 出席職員 教 育 部 長 櫻 井 勉  
教 育 部 参 与 飯 島 享  
教育部副参与兼教育企画課長 坂 本 眞 実  
学 校 運 営 課 長 宮 坂 哲 史  
教 育 指 導 課 長 清 水 一 臣  
統 括 指 導 主 事 内 田 辰 彦  
指 導 主 事 宮 本 尚 登  
教 育 支 援 課 長 渡 部 昭 司  
教育部副参与兼社会教育課長 山 本 一 彦  
公 民 館 長 田 中 政 治  
教 育 部 主 幹（公民館） 大 平 晋 助  
図 書 館 長 奈 良 登 喜 江
- 6 事務局 教 育 企 画 課 課 長 補 佐 早 川 礼 成  
教 育 企 画 課 企 画 調 整 係 長 倉 本 直 子
- 7 傍聴人 1人

## 平成26年西東京市教育委員会第2回定例会議事日程

日 時 平成26年2月22日（土） 午前10時から  
場 所 保谷庁舎4階 研修室

- 第 1 会議録署名委員の指名
- 第 2 議案第8号 平成25年度教育関係補正予算について（申出）の専決処分について
- 第 3 議案第9号 西東京市教育委員会の職員の人事についての専決処分について
- 第 4 議案第10号 西東京市公立学校職員の処分の内申について
- 第 5 議案第11号 西東京市立学校給食運営審議会への諮問について
- 第 6 議案第12号 西東京市教育委員会表彰について
- 第 7 議案第13号 西東京市公立学校職員の処分の内申について
- 第 8 報 告 事 項
  - (1) 西東京市教育計画（平成26年度～平成30年度）（案）
  - (2) 西東京市立中原小学校及び西東京市立ひばりが丘中学校建替準備検討協議会検討結果報告書
  - (3) 西東京市生涯学習推進指針（平成26年度～平成35年度）案
- 第 9 そ の 他

西東京市教育委員会会議録

平成26年第2回定例会  
(2月22日)

午 前 10 時 03 分 開 会

議事の経過

○竹尾委員長 ただいまから平成26年西東京市教育委員会第2回定例会を開会いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。本日は宮田委員にお願いいたします。

---

○竹尾委員長 次に、秘密会にて取り扱う議題を決定したいと存じます。

日程第4 議案第10号及び日程第7 議案第13号 西東京市公立学校職員の処分の内申について、は人事に関する案件で、まだ公にされていないことから、西東京市教育委員会会議規則第13条第1項ただし書きの規定に基づきまして会議を秘密会といたし、日程第9 その他の後に開催したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○竹尾委員長 ありがとうございます。御異議がないようですので、ただいまの案件については秘密会にて取り扱うことにいたします。

---

○竹尾委員長 日程第2 議案第8号 平成25年度教育関係補正予算について(申出)の専決処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○江藤教育長 議案第8号 平成25年度教育関係補正予算について(申出)の専決処分について、提案理由を説明申し上げます。

平成25年度の西東京市一般会計補正予算のうち、教育関係予算に関しまして、平成26年3月定例市議会に提案を行う日程上から緊急を要し、教育委員会を招集する時間的余裕がないため、教育委員会事務委任規則第5条の規定により、平成26年2月14日に専決処分をしたため、同規則第6条の規定に基づき報告を行うものでございます。

詳細につきましては事務局より説明いたしますので、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○櫻井教育部長兼特命担当部長 議案第8号 平成25年度教育関係補正予算について(申出)の専決処分について、教育長に補足して説明申し上げます。

恐れ入りますが、2枚目の専決処分書を御覧ください。

まず、歳入でございますが、11款分担金及び負担金につきましては484万1,000円の減額、13款国庫支出金につきましては3,768万2,000円の増額、14款都支出金につきましては8,680万7,000円の減額、20款市債につきましては1億3,020万円の減額を計上しております。主な内容は契約実績によるものでございます。

続きまして、歳出でございますが、10款教育費、1項教育総務費におきまして533万4,000円の減額、2項小学校費におきまして1億8,246万円の減額、5項社会教育費におきまして2,623万9,000円の減額をするものでございます。主な内容でございますが、1項教育総務費は実績による減、2項小学校費は内容精査及び契約実績等による減、5項社会教育費は契約実績等による減でございます。

説明は以上でございます。

○竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。――質疑を終結します。

これより討論に入ります。――討論なしと認めます。

これより議案第8号 平成25年度教育関係補正予算について（申出）の専決処分について、を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり承認されました。

---

○竹尾委員長 日程第3 議案第9号 西東京市教育委員会の職員の人事についての専決処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○江藤教育長 議案第9号 西東京市教育委員会の職員の人事についての専決処分について、の提案理由を説明申し上げます。

本議案につきましては、平成26年2月15日付の人事異動に伴う教育委員会の職員の人事について、緊急を要し、教育委員会を招集する時間的余裕がないため、西東京市教育委員会事務委任規則第5条の規定により専決処分をしたため、同規則第6条の規定に基づき報告を行うものでございます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。――質疑を終結します。

人事に関する案件ですので、討論は省略いたします。

これより議案第9号 西東京市教育委員会の職員の人事についての専決処分について、を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり承認されました。

---

○竹尾委員長 日程第5 議案第11号 西東京市立学校給食運営審議会への諮問について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○江藤教育長 議案第11号 西東京市立学校給食運営審議会への諮問について、の提案理由を説明申し上げます。

西東京市立の小学校及び中学校の学校給食における給食費について、西東京市立学校給食運営審議会条例第2条の規定により、西東京市立学校給食運営審議会に諮問する必要があるため、本定例会に提案するものでございます。

詳細につきましては事務局より説明いたしますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○宮坂学校運営課長 それでは、議案第11号 西東京市立学校給食運営審議会への諮問について、教育長に補足いたしまして説明申し上げます。

お手元の「西東京市立の小学校及び中学校の学校給食における給食費の見直しについて（諮問）」を御覧ください。

この件につきましては、西東京市立学校給食運営審議会より給食費の見直しについて意見が提出され、平成26年1月28日の平成26年第1回定例会で御報告させていただいたところでございます。

この意見書は、本年4月の消費税改定以降、食材価格の動向、給食食材及び給食内容への影響、給食費の引き上げ額を最小限に抑えるための工夫等について十分な検証を行った上で、適切な時期に給食費の改定を実施してほしいという内容でございました。

この意見書を受けまして、給食費の改定時期と改定額について、西東京市立学校給食運営審議会で審議していただくために教育委員会から諮問するものでございます。

よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。――質疑を終結します。

これより討論に入ります。――討論なしと認めます。

これより議案第11号 西東京市立学校給食運営審議会への諮問について、を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

---

○竹尾委員長 日程第6 議案第12号 西東京市教育委員会表彰について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○江藤教育長 議案第12号 西東京市教育委員会表彰について、の提案理由を説明申し上げます。

本議案については、西東京市教育委員会表彰規則第5条第2項の規定により西東京市教育委員会表彰審査会を開催し、同規則及び西東京市教育委員会表彰審査基準に基づき審査をした結果、西東京市の教育、学術、技術、芸術、体育等の振興に寄与し、その功績が顕著な個人について表彰すべきと決定したため、提案するものでございます。

詳細につきましては事務局より説明いたしますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○坂本教育部副参与兼教育企画課長 議案第12号 西東京市教育委員会表彰について、教育長に補足して説明申し上げます。

今回は、公の競技会、コンクール等で優秀な成績をおさめ、他の模範となるような行為のあった児童・生徒の皆さん及び学校教育に貢献された方、計17人に対する表彰について提案を行うものでございます。

それでは、被表彰候補者の説明に入らせていただきます。

恐れ入りますが、お手元の資料、A3サイズ1枚目を御覧ください。

まず、表彰規則第2条に該当する、市立学校に在学する児童及び生徒の表彰についてでございます。

1番、野口翔平さん、向台小学校4年生は、全国小学生バドミントン選手権大会において、男子ダブルス4年生以下で優勝した児童でございます。

2番、鈴木康生さん、向台小学校2年生は、二宮康明杯全日本紙飛行機選手権大会において、規定種目5Jで第2位の成績をおさめた児童でございます。

3番、大澤陽菜さん、芝久保小学校4年生は、全国小学生バドミントン選手権大会に東京都代表として参加し、都道府県対抗団体戦女子で準優勝した児童でございます。

4番、佐藤恒太郎さん、東小学校5年生は、二宮康明杯全日本紙飛行機選手権大会において、規定種目1Jで第3位の成績をおさめた児童でございます。

5番、小原輝さん、柳沢小学校4年生は、全国小学生バドミントン選手権大会において、男子ダブルス4年生以下で優勝した児童でございます。

6番、宮川紗江さん、青嵐中学校2年生は、国際ジュニア体操競技大会において床3位、また全日本ジュニア体操競技選手権大会において床優勝及び埼玉県ジュニア体操競技大会において個人総合優勝した生徒でございます。

いずれの皆さんも学校生活においても他の模範となるすばらしい児童・生徒であるとして、それぞれ各学校長から推薦のあったものでございます。

次に、規則第3条に該当する、市内に居住または勤務する方でございます。

7番、春田淑子さんは、昭和50年代から長きにわたり、西東京市青少年育成会芝久保こぶしの会会員として、芝久保小学校区の青少年健全育成活動に取り組み、青少年の健全な育成に大きく貢献するとともに、平成14年度からは、芝久保小学校学校運営連絡協議会委員を務め、芝久保小学校の教育活動を地域から支援していただきました。また、10年以上にわたり、児童の登下校時の見守りや、社会科や家庭科の授業におけるゲストティーチャーとして多大な御協力をいただいた方でございます。

続きまして、規則第4条に該当する、市立学校に勤務する教職員の方及び教育委員会が委嘱する非常勤特別職の方々で、特に功績のあった皆さんでございます。

8番、熊澤義夫さんは、平成17年4月1日から平成25年3月31日までの8年間、西東京市立小学校校長として務められ、本市の教育の発展、充実のために御尽力をいただきました。

9番、浅沼秀徳さんは、平成元年4月1日から平成7年3月31日までの6年間及び平成19年4月1日から平成25年3月31日までの6年間の通算12年間を本市の市立学校における学校歯科医として多年にわたり教育の振興に貢献されました。

ページをおめくりいただいて、10番、三木直也さんは、平成9年4月1日から平成15年3月31日までの6年間及び平成19年4月1日から平成25年3月31日までの6年間の通算12年間を本市の市立学校における学校歯科医として多年にわたり教育の振興に貢献されました。

11番、堀明宏さんは、平成9年4月1日から平成15年3月31日までの6年間及び平成19年4月1日から平成25年3月31日までの6年間の通算12年間を本市の市立学校における学校歯科医として多年にわたり教育の振興に貢献されました。

12番、城逸平さんは、平成元年4月1日から平成7年3月31日までの6年間及び平成19年4月1日から平成25年3月31日までの6年間の通算12年間を本市の市立学校における学校歯科医として多年にわたり教育の振興に貢献されました。

13番、三村博さんは、平成9年4月1日から平成15年3月31日までの6年間及び平成19年4月1日から平成25年3月31日までの6年間の通算12年間を本市の市立学校における学校歯科医として多年にわたり教育の振興に貢献されました。

14番、新山厚子さんは、昭和54年4月1日から平成5年3月31日までの14年間、平成9年4月1日から平成15年3月31日までの6年間及び平成19年4月1日から平成25年3月31日までの6年間の通算26年間を本市の市立学校における学校歯科医として多年にわたり教育の振

興に貢献されました。

15番、安西泰子さんは、昭和59年4月1日から平成25年3月31日までの29年間を本市の市立学校における学校薬剤師として多年にわたり教育の振興に貢献されました。

16番、濱崎昌子さんは、平成15年5月1日から平成19年4月30日までの4年間を公民館運営審議会委員として、また平成19年7月1日から平成25年6月30日までの6年間を社会教育委員として務め、多年にわたり教育の振興に貢献されました。

17番、大澤正雄さんは、平成19年5月1日から平成25年4月30日まで6年間を図書館協議会委員として務め、多年にわたり教育の振興に貢献されました。

以上、簡単ではございますが、提案理由とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

- 竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。
- 宮田委員 この方々に対しての質問ではないんですけれども、毎年、水泳とか音楽とか、または走るとか、そういうところの児童は必ずそれなりの成績を出していたというふうに記憶しておりますが、今年はゼロなんですね。まあ、ゼロの場合もあるんですが、そのことが私は先生方の人事と関係している可能性があるのではないかとということで質問したいんです。ですから、そういう非常にいい指導者だった方々が本市から去ってしまったためにそういう児童が誰も出なくなっちゃったのか。そういうことはないけれども、単純に今年は残念ながら出場はしたけれどもいい成績が残せなかったから出てこないということを質問したいんですけれども、いかがでしょうか。そういうのは検討していませんか。私は、もし——していきゃいいんですけれども、是非そういうのも検討していただいて、できるだけ一生懸命やっている先生が本市に残るような人事異動ということでお願いしたいと思うんですけれども。
- 竹尾委員長 いかがですか。どなたが御答弁いただけますか。
- 坂本教育部副参与兼教育企画課長 今の御質問に対しまして、私どもでも直接的にこの表彰と学校の教育の相関関係がどこまであるかというのは厳密にはわからないところでございますが、今、宮田委員が例に挙げられました、例えば昨年、一昨年度にあった、水泳で非常に優秀な成績をおさめた生徒につきましては、実際には市内の中学生でございましたが、所属がいわゆる民間のスポーツクラブ、水泳チームに所属しておりまして、そこで鍛えられたというふうに伺っております。また、どうしても個人種目の場合は、やはりその時々で生徒個人の成績に起因する場合がございますので、年度によってそういう生徒が多くいる場合と、今回の場合はたまたまそういう生徒がいなかったりというところは、実際には発生するかというふうには考えております。
- 竹尾委員長 私からお願いなんだけれども、先ほども宮田委員がおっしゃっていましたが、こういうふうにスポーツで表彰される子どもさん本人はもちろんいいんですが、それを指導している人ね、指導者というんですか、その方もあわせて表彰してあげたら結構なことじゃないかなと思いますので、どうぞ御検討をいただきたいと思います。
- 宮田委員 水泳はイトマンがあるとかっていうのを聞いておりますけれども、例えばそういうところにいい子はリコメンドしてあげるとかですね、例えばですけれども。もう少し、個性を伸ばす教育と言っているわけですから、そういう部分でのいろんなアクティビティーも



考えていただけたらと思うんですね。

それから、音楽については、吹奏楽は随分、先生によるわけですので、そういうことも考えて、本市における個性を伸ばせるような教員をできるだけ採用して――採用というか、実績のある方は長く本市にとどまっていたくような考え方というのも是非やっていただきたいと私は思います。

○竹尾委員長 おっしゃるとおり。碧山小の吹奏楽部を指導したあの先生、立川のほうへかわってしまったけれども。あの方は大変熱心な方で、朝6時半に学校へ出てきて、1時間自分の練習を――オーボエなんですけどね。それから、7時半から始まるまでは子どもの吹奏楽を指揮していた先生がいらしたんです。残念だなと思ったんですが、その跡を継いで碧山小のほかの音楽の先生たちがやっていますので、あの吹奏楽は大変な、全国優勝しているんですからね。そういうのが西東京市にあるのは誇りだと思いますので、是非そういうことは続けるように御配慮をお願いしたいと思います。

○竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。――質疑を終結します。

これより討論に入ります。――討論なしと認めます。

これより議案第12号 西東京市教育委員会表彰について、を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

---

○竹尾委員長 日程第8 報告事項に入ります。質疑は後ほど一括して行いますので、順次説明を求めます。

1番、西東京市教育計画（平成26年～平成30年度）（案）からお願いします。

○坂本教育部副参与兼教育企画課長 西東京市教育計画（平成26年度～平成30年度）の案について説明させていただきます。

次期西東京市教育計画につきましては、市立学校の児童・生徒の保護者、公募市民、小中学校長、社会教育関係者などを委員とした教育計画策定懇談会で昨年度から計14回の会議を行い、検討を重ねてまいりました。また、11月1日から12月2日までパブリックコメントを行い、10人の市民の方からお寄せいただいた42件の御意見について検討し、本計画案にも反映しております。このパブリックコメントにつきましては、2月15日の市報、ホームページ、情報公開コーナーにおいて検討結果を公表したところでございます。

このたび、西東京市教育計画策定懇談会座長から西東京市の次期教育計画の策定に関する検討の結果が教育長に報告されましたので、教育委員会に報告させていただきます。こちらにつきましては、今後、事務局で内容を精査し、次期教育計画を来月の平成26年第3回教育委員会定例会に議案として提出を予定しております。

報告は以上でございます。

○竹尾委員長 次に、西東京市立中原小学校及び西東京市立ひばりが丘中学校建替準備検討協議会検討結果報告書をお願いいたします。

○坂本教育部副参与兼教育企画課長 西東京市立中原小学校及び西東京市立ひばりが丘中学校

建替準備検討協議会検討結果報告書について説明申し上げます。

お手元の資料を御覧ください。

本建替準備検討協議会は、中原小学校・ひばりが丘中学校の建替えが円滑に実施されるよう、建替えに伴う課題、検討事項を抽出するために設置した、保護者及び両校の校長等により構成する協議会でございます。

本報告書は、2年度にわたり協議会の委員の皆様にご検討いただいた結果を最終報告書として取りまとめたものでございます。

恐れ入りますが、9ページをお願いいたします。建替えの内容につきましては、昨年11月の定例会において決定をいただきました中原小学校・ひばりが丘中学校の学校施設建替えに関する基本方針のとおりでございます。

13ページをお願いいたします。この建替準備検討協議会において建替え案を検証いただく中で、3点の課題を整理していただきました。

第1の課題といたしましては、小学校の児童が暫定的に中学校施設を使用するに当たり、小学生と中学生では体格に大きな差があるため、施設面への配慮が必要であるという御意見でございます。具体的な内容につきましては、13ページから15ページにまとめられておりますので、後ほど御確認をお願いいたします。

16ページをお願いいたします。第2の課題といたしましては、中学校施設の建替えに伴い新たに建設する（仮称）第10中学校と隣接する田無第二中学校の通学区域を検討する必要があるという御意見でございます。御意見をいただくとともに、12の通学区域案を御検討いただいたところでございます。具体的な内容や通学区域案につきましては、16ページから29ページにまとめられておりますので、後ほど御確認ください。

恐れ入りますが、30ページをお願いいたします。第3の課題といたしましては、本建替え案の実施に当たりまして、中学校通学区域を変更することから、地域との関係に配慮しながら進める必要があるという御意見でございます。協議会の会議においては、協議会の委員が携わる取組を紹介いただく中で、建替え後の仕組みの中でも地域と連携して子どもたちが健全に育まれていくようにしたいという御意見もいただいております。引き続き学校と地域の信頼関係、協力関係の重要性について認識を新たにいたしましたところでございます。具体的な内容につきましては、30ページから33ページにまとめられておりますので、後ほど御確認ください。

34ページをお願いいたします。図、「中原小学校・ひばりが丘中学校の建替えの検討の流れ」を御覧ください。来年度につきましては、建替協議会を設置し、本報告書でいただいた御意見を踏まえ、今後の取組を進めてまいります。

私からの説明は以上でございます。

○竹尾委員長 西東京市生涯学習推進指針を議題といたします。

○山本教育部副参与兼社会教育課長 報告事項（3）西東京市生涯学習推進指針（平成26年度～平成35年度）案につきまして報告申し上げます。

西東京市では、平成16年から2期10年間、西東京市生涯学習推進計画を策定し、その理念や方向性に基づき全庁的に生涯学習を推進してきました。平成21年度からの2期目の計画推進に当たっては、学識経験者や市民などで構成する生涯学習懇談会を3年間設置するとともに

に、関係課長から成る生涯学習連絡調整会議を設置して実施計画の策定及び進行管理を行ってまいりました。

生涯学習懇談会では、今後は即応性のある事業も計画できればよいといった意見が出されており、5年ごとの計画策定における実施計画では即応性のある事業実施に欠けるとし、今後の生涯学習の推進に向けては、時代や社会情勢に迅速に対応できる取組が求められるとの意見をいただいております。

生涯学習懇談会の設置は既に終わっておりますが、この意見を受けて平成26年度からの生涯学習の推進の検討に当たって庁内の関係課長から成る生涯学習推進計画庁内検討委員会を設置して検討した結果、平成26年度からは計画に代えて理念や方向性を示す指針を定め、庁内の個別計画において具体的な取組をすることといたしました。この方針に沿って社会教育委員の会議及び生涯学習推進計画庁内検討委員会で指針について検討してまいりましたが、このたび案がまとまりましたので、報告をいたします。

お手元の資料を1枚おめくりください。目次では、「1 生涯学習についての基本的な考え方」から「6 指針の基本理念と方向性」までの構成としております。

1ページを御覧ください。初めの部分につきましては、冒頭で説明しましたとおり、今後の生涯学習の推進に当たっては、生涯学習推進の理念と方向性を指し示す生涯学習推進指針を作成し、この指針を反映した個別計画で推進していることを述べております。

2ページでは、「1 生涯学習についての基本的考え方」でございますが、「(1) 生きることは学ぶこと—ユネスコ学習権宣言—」として、昭和60年のユネスコ国際成人教育会議における学習権宣言を引用し、「学習権は、人間の生存にとって不可欠な手段である」とし、学ぶ権利が全ての人間の普遍的かつ基本的な権利であることを明示しております。

「(2) 生涯学習の理念」では、生涯学習とは、「自己の実現や生活の向上、あるいは職業上の能力向上をめざし、豊かな人生を送ることができるよう、各人が自発的な意思に基づいて、自らに適した手段や方法を選び、生涯を通じて行う学習活動」のことであり、教育基本法第3条で規定されていることを述べております。

3ページでは、「(3) 知識基盤社会への対応」として、これからの社会は、新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す知識基盤社会の時代であると言われており、多彩な生涯学習活動を行い、その学習成果が生かされるような生涯学習社会の実現を目指した取組は今後ますます重要になるとしております。

「2 これからの生涯学習—循環型の地域学習社会の創造—」では、西東京市では、これからの生涯学習のあり方として、市民一人ひとりの生涯学習を支援するとともに、地域の中で学習の成果を生かすことにより市民の学びと行動の循環を促進する循環型の地域学習社会を目指し、学習を媒介として生まれる人々のつながりによって進められる地域づくりを推進することとしております。

4ページでは、循環型の地域学習社会のイメージを表してございます。

5ページの「3 西東京市の生涯学習をとりまく現状と課題」では、「(1) 少子高齢化の進展」において、平成35年には市民の4人に1人は高齢者となること及びその課題を述べ

ております。

「（２）西東京市の生涯学習の推進状況」では、多様な分野で生涯学習事業に取り組んでいることを述べており、課題としては、生涯学習懇談会からは、即応性ある事業実施に欠けるとし、今後の生涯学習の推進に向けては、より一層、時代や社会情勢に迅速に対応できる取組が求められています。「社会教育が中核となって生涯学習を推進している」では、本市の状況及び課題を述べております。

「（３）生涯学習に関する市民の意識」では、「生涯学習活動の充実についての満足度は高まっている」と、平成24年9月に実施されました市民意識調査の結果を捉え、課題を述べております。「生涯学習情報提供への要望は高い」では、市民の生涯学習を進めるためには、生涯学習に関する情報提供への要望が高いことがうかがえ、その課題を述べております。

「利用しやすい施設としての評価は図書館が高い」では、教育計画策定のためのアンケート調査の結果を捉え、その課題を述べております。

8ページを御覧ください。「4 指針の策定にあたって」。本指針の策定にあたっては、西東京市生涯学習推進計画庁内検討委員会を組織し、西東京市社会教育委員の会議での意見も踏まえ、検討を重ねました。「（１）指針の位置付け」。この指針は、市総合計画の基本計画の施策の一つである生涯学習環境の充実に向けて、西東京市が生涯学習の理念に基づき一体となって事業を推進するための方向性を示すものでございます。「（２）指針の期間」。本指針の期間は、市総合計画との整合性を図り、平成26年度から平成35年度までの10年間といたします。

9ページを御覧ください。「指針の基本的な視点」。西東京市の生涯学習推進指針は、ユネスコ学習宣言により示された「学ぶことの意義」を再確認し、誰もが主役で輝く循環型の地域学習社会の構築を目指し、次の視点を大切に策定します。「（１）いつでも どこでも だれでも ～すべての市民が主体的に学習できる環境づくり」。「（２）ひろがる学びを大切にする ～市民の主体的な学びとまちづくりをつなぐ学習への支援」。「（３）よりよいネットワークづくりをめざして ～参画と協働のしくみづくり」。

10ページを御覧ください。「6 指針の基本理念と方向性」。西東京市の生涯学習推進にあたっては、基本理念と方向性に基づき、庁内の各種計画における実行計画や各部署における施策・事業において、それぞれの専門性を生かして展開してまいります。「（１）基本理念」。「“だれもが主役”～市民主体のいきがづくり」。②「“学び合い”～相互学習による関係づくり」。③「“育ち合い”～生きるための学びを通じた人づくり、地域づくり」。「（２）方向性」。①「市民の学習活動と成果の活用のための環境整備」。②「ライフステージや生活課題に対応する学習支援の充実」。③「市民と行政の協働による地域の学習環境づくりの展開」。

11ページを御覧ください。指針の示す方向性を基本理念と方向性の概念図として表したものでございます。

以上で報告を終わります。

○竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。

○宮田委員 生涯学習でいろいろ学ぶということが書いてあるんですけども、誰が教えるの

か。私は、逆に言うと、それなりの年の方は専門家であったりするので、教える人も市民で、そしてそういう経験をお互いに分かち合うことによってより市民もアクティブになってくるんじゃないか。ですから、なるべく教える人も市民の人を考慮してやるという方向性をもうちょっと出せないかという感じが、ちらっとそういうふうにとれそうな文章はあるんですけども、何か明確にできるだけ市民のそういう経験を生かして、学ぶ人、また教える人、お互いに生きがいを持つということが必要じゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○山本教育部副参与兼社会教育課長 4ページの図を御覧いただきたいと思いますが、私どもでイメージしたのは、今御質問がありましたように、市民自らが学ぶと、そして、その学んだことをまた地域に戻す、あるいはほかの人に教えていくということの繰り返しを通して、循環型に市民自らが学習をし、また成長していくと。そういうことをイメージしてつくったものでございます。

○宮田委員 もちろん学んだことを返すというのはいいんですが、もしつけ焼き刃的に学んだって教えることはなかなかできないので、むしろ専門家ですよ、もういろんな専門家がいらっしゃるんですよ。例えば大学教員をやめた方だとか、技術者でいた方だとか、それからいろんな弁護士さんだとかですね。そういう市民、これは今すぐ学ぶわけではなくて、既にかつて何十年にわたって学んだ蓄積というものがあるわけですね。そういう方々を掘り出して講師にしてやっていくということも大事ではないかと。

だから、ここで私がどこに入って1年間勉強して、それを家族に知らせるといような意味合いではいいんですけれども、それじゃあ専門家じゃないからちゃんとしたことは教えられないわけです。もうちょっと市民の中の——かなりの人は専門家なんですよ、いろんな行政の専門家、こちらにいらっしゃるけれども。そういうような方々も含めて、いろいろ市の中で学び合いというのをもうちょっと打ち出していただいたらいかがかなということなんですけれども。

○山本教育部副参与兼社会教育課長 御指摘の部分については十分考慮して計画に当たっていききたいと思います。

○竹尾委員長 西東京市内では、今、宮田委員がおっしゃったように、そういう専門家の方——

○宮田委員 たくさんいるんですよ、すごく。

○竹尾委員長 非常に恵まれた市ですから、そういう面で、人材に。そういう先生を積極的にお願いするというのを御検討ください。是非お願いします。

○森本委員 やはり生涯学習指針のほうなんですけれども、指針の方向性の中で、全市的かつ全庁的な調整を行うとか、「関係各課・施設・機関などと連携しながら推進します」というのがあるんですけれども、実際にこの全市的かつ全庁的な調整を行うところというのは、どこかやる場所というのがあるんでしょうか。

○山本教育部副参与兼社会教育課長 調整につきましては、社会教育課のほうで今後実施していきたいというふうに考えてございます。

○森本委員 あくまでも社会教育課が生涯学習の中心的な存在というか、中心的な部分を担うというふうに考えてよろしいですか。

○山本教育部副参与兼社会教育課長 私どもの課の所掌事務の中には、生涯学習の推進を担当する部署となっておりますので、そのように担っていきたいというふうに考えてございます。

○竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。——質疑を終結します。

以上で報告事項を終わります。

---

○竹尾委員長 日程第9 その他、を議題といたします。教育委員会全般について質疑をお受けしたいと思います。

○宮田委員 最近、今後、天候の問題で、大雪が降る可能性は大変高いんですね。それは、温暖化で水蒸気がたくさんできて、そういうときに北からの風が強くなると雪や何か降る可能性が極めて高いんです。それで、体育館とか何かは幾つか潰れているところがあるので、従来と違った、あまり雪がないころの設計ではちゃんとできていると思うんですけども、40センチ、50センチ、場合によっては1メートルぐらい降るかもしれないような状況になってきていますので、是非体育館の安全性というのをもう一回確かめていただきたいと思います。

○宮坂学校運営課長 今、宮田委員がおっしゃったように、西東京市の学校施設につきましては老朽化が本当に進んでいるところでございます。大体昭和40年代、50年代に建てられたものが多うございます。したがって、今後につきましては、体育館、また校舎共々、あわせまして設置年度、それから置かれている状況等に鑑みて計画的に解消してまいりたいと、このように考えているところでございます。

○宮田委員 老朽化で、それから、設計もそんなに上に荷重がかかるということを考えないでやっているわけです。だから、私は、応急的には、降りそうなところはわかっているわけなので、臨時の支柱を取りつけ、要するに真ん中に取り外しができるようなもので取りつけるとかですね。真ん中に3本ぐらい立てれば大分違うと思うんですよ、荷重に対して。これ、地震じゃないから、上の荷重ですから、柱を立てればそれでいいわけで、例えば建築会社と提携して、降るときには各学校の老朽のところを3本ずつ体育館に立てておくとか。

我が家なんかも雪が降るときには自転車置き場に必ず支柱を立てる。また、そういうふうに設計ができていますね。自転車置き場ですから簡単にできるんですけども、体育館だったら、ちゃんと下に一部穴をあけて、荷重に耐えられるような補強工事をしなきゃいけないけれども、全体をやるよりははるかに安くできるわけですから。何か全部を取りかえるとすぐ予算がないからできませんという話が出てくると思うので、どうすれば上から荷重に対して対応できるかというのをもう少し建築会社等と連携してもらえれば、私は安くて——さっき予算を大分減額したから、そういう予算でかなり対応ができるんじゃないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○宮坂学校運営課長 まず、確かに耐震とはまた違う観点で宮田委員がおっしゃられていると思うんですけども、耐震につきましては、平成19年度までに全28校の診断及び補強工事を終えております。

それと、まず、基本的には、構造躯体に係るものについては一定規模の安全性を確保して

いるといった状況でございます。また、来年度以降につきましては、躯体部分については既に安全面が確保されたということで、次は前回の震災、これに基づいて非構造部材の安全面、こちらのほうがとてもクローズアップされて考えられております。

本市におきましても、震災時に市民の方々が最初に集まってくるのはこの体育館ではないかということで、体育館を中心としましてまた非構造部材の耐震化について取り組んでまいります。また、これらとあわせまして、あと今、宮田委員がおっしゃった内容等についてもあわせて調査研究させていただきたいと、このように考えております。

- 竹尾委員長 耐震化ができているのはもうわかって、いいんですよ。今のは、宮田委員のは、一時的に降る上からの雪による荷重ですから、それに対する対応で、耐震化ができていないとかできないかということとは全然違うの。だから、今、宮田委員が御指摘になったことは、建設会社と契約を結んでおいて、毎日降るわけじゃないから、そういうときにはきちんと対応してもらおうと。28校ですか、小中で公立の学校。28校ですから、28校にそういうふうには心張り棒か何か、そういうものをできるように検討してくださいよ。予算は伴うと思います。しかし、恒久的なものをつくるわけじゃないですからね。今、宮田委員が言ったように、さっきの500万ぐらいあればきっとできると思いますので、是非検討してください。よろしくをお願いします。

おととい、昨日とか大雪が降るって言ったけれども、幸い降らなかったのでもいいんですが、そういうことをよろしく検討していただきたいと思います。

- 米森委員 大雪関連で質問なんですが、休校の判断というのは、例えばインフルエンザだと何人学級閉鎖とかいろいろありますけれども、大雪ですと、私立ですと自己判断かもしれないですけれども、休校にするってなりますけれども、そういう場合の判断とかプロセスというのはどういうふうな決め方でなさるんですか。

- 清水教育指導課長 ちなみに、先週の土曜日に大雪が降ったときに、これは一つの例ですけども、9校学校公開を予定しておりまして、そのうち1校が実施いたしました。

前回の大雪については、午後、夕方にかけて、夕刻にかけて降りが激しくなりまして、9校実施予定ということもあったので、各学校の校長のほうから、それぞれの学校の判断でお願いいたしました。

ただし、例えば台風接近、明らかに翌日は台風が直撃すると、被害が予想される場合は、前日のお昼、そこまでの段階で判断できなければ午後5時ということで、段階を置いて教育委員会のほうから、校長会長とも相談・協議の上で、一斉に学校のほうにメール等の発信で周知しているというところでございます。

ただし、最終的に判断がつかかねる場合は、やはり校長の判断になります。もちろん当日ぎりぎりのところまでで教育委員会から一斉に流す場合もありますが、ケース・バイ・ケースというのは非常に難しいところでございます。

- 森本委員 特別支援教育関係なんですけれども、今、教育委員会のほうで新しい保護者向けのリーフレットの作成を進められていらっしゃると思うんですけれども、これは前回御質問させていただいた「楽しい学校生活のために」というチラシを充実させて新しく改訂したというふうに捉えてよろしいでしょうか。

○渡部教育支援課長 今、委員お見込みのとおりでございまして、「新しい学校生活のために」を改訂して、より具体的にして4月に配布するということを目指して今策定しているところでございます。

○森本委員 ありがとうございます。

あともう1点。就学相談のパンフレットは「未来へ」というのがありますけれども、あちらのほうはそのまま同じ形で改訂を加えてまた4月までに発行されるということによろしいでしょうか。

○渡部教育支援課長 ただいま特別支援学級の考え方が、この前、教育講演会のほうでもお示ししたとおりなんですけど、新しい形でしっかりとしたものにして改訂していくということにしております。その内容を盛り込みまして「未来へ」も改訂して発行していくというようにしています。

○森本委員 お願いします。

もう1点。こちらはどちらがいいのかわからないんですが、通級学級がございしますが、特にことばの教室などは時間も短いので放課後などに行われていたりすることも多いかと思うんですが、その場合の保護者の付き添いというものはどうなっているのでしょうか、教えていただけますでしょうか。

○渡部教育支援課長 保護者の付き添いにつきましては、基本的に通級に通う日については保護者の希望をとっているというのがまずありまして、その希望によりまして日を設定して通級していただくということが基本となっております。

また、その日に都合が悪いとかいう場合もございしますが、そういう場合には今の段階では保護者の方に考えていただくということになっておりまして、まれにファミリーサポートセンターなどを使って行っているということもあるようでございます。

○森本委員 そうしますと、例えば仕事をずっとフルでやっていらっしゃって付き添えないので、ことばの教室には通えないというような方も現実にはいらっしゃるのでしょうか。

○渡部教育支援課長 まず、通級に行くということは、通級入級委員会にかかって通級ということになりますので、その場合、希望をとっておりますので、希望の日に行っていただくということがまず大前提になるわけですが、中には仕事の関係で現実的に行けないというようなことはあるというふうに聞いております。

ただ、保護者の方に来ていただきたい理由として、やはりそこでの指導の内容とかを保護者の方に知っていただくということも大切なことで、また、そのことを御家庭で一緒に練習していただくというようなことも必要だということで、是非保護者の方に来ていただくということも大切なことだというふうに考えているところです。

○森本委員 今、ことばの教室というのは、基本的に時数としてはどれぐらいとか、例えば1人のお子さんが1週間に1回とかぐらいの回数で行っていらっしゃるのでしょうか。それとも、もうちょっと少ない、月に何回とかぐらいの回数なんですか。

○渡部教育支援課長 大体週に2回程度というふうには聞いておりますが、そのお子さんによってだということでございます。

また、来年度からですが、そのように通えないお子さん等もございしますので、全小学校を



対象に、今の通級の先生が巡回で指導していくというようなことも予定してまして、今、検討を重ねて準備を進めているところでございます。

- 森本委員 今おっしゃったように、やはりことばの教室、とってすごく成果が出てきて、とてもいい教室だと思いますので、全てのお子さんが通えるといいなと思いますので、今おっしゃったように保護者の都合で通えないというお子さんがいらっしゃるのであれば、是非各学校に派遣していただいて指導していただけたらありがたいなと思いますので、よろしくをお願いします。

あと、同じことに関連してなんですけれども、新しいリーフレットでもお子さんの気になることはまず担任に御相談をというふうに掲げられているんですけれども、現実には学校の現場の先生方が特別支援教育に対して熟知していらっしゃるかというと、とてもそうとはまだ言えない現状だと思うんですね。特に新卒で入られてきた先生などは、今の大学教育を見てもまだそこまで特別支援教育に対してカリキュラムがしっかりなされているとはとても思えない状況ですので、そういうことをあまり熟知されないまま入ってこられている方が多いと思うんですが、やはり相談窓口は担任ということになるかと思うので、その担任の先生に対して、そういう特別支援教育に関する指導、研修などは、まず基本的に最初にどれぐらいの時期に行われているのか、教えていただけますか。

- 内田統括指導主事 まず、初任者の若手1年次研修の中におきまして、特別支援教育にかかわる内容をプログラムに入れまして、1年次の教員に対して研修を行わせております。

また、特別支援コーディネーター研修におきまして、コーディネーターの資質を高めるために研修を行っております。コーディネーターは、そのことを各学校におきまして各学校の校内委員会等で伝達というか、各学校の先生方にそこで学んだことを伝えて、学校におけるそれぞれの担任、教員が特別支援教育に対する理解を深めるようにしております。

また、来年度7月に、西東京市内の全小学校、中学校の教員を対象に、こもれびホールに全員集めまして、特別支援教育にかかわる研修会を実施する予定でございます。そのようなことを踏まえまして、教員の特別支援教育に対する理解啓発を深めていきたいというふうに考えております。

- 森本委員 お願いします。

あと、今度、学校運営連絡協議会についてなんですけれども、教育計画の中でも一層の充実をということがうたわれていますけれども、今の現状を見ていると、学校間格差がかなりあると思うんですね。例えば人選にしてもそうですし、開催日の決定などについても、学校によっては年間計画の中にちゃんと組み込まれているけれども、そうでない学校もまだあって、ぎりぎりになっていついつ会がありますみたいな案内が来るような学校もあるのが現状だと思うんですけれども、その辺について、教育計画の中でそういうふううたっていくのであれば、教育委員会としてもある程度そういうことについてどの程度ちゃんと行われているかということを確認し、指導していく必要があるんじゃないかと思うんですけれども、その辺についてはどういうふうにお考えでしょうか。

- 内田統括指導主事 今御指摘があったように、教育委員会といたしましては、毎年、学校運営連絡協議会について、どういう方がなられてというようなこと、あるいはその計画――。

人選につきましては把握しておりますが、今おっしゃったように、計画等、あるいは周知について、不十分なところがあるということでございますので、校長会等を通して、あるいは副校長会等を通して、その開催の周知、あるいは場合によっては、学校によっては学校公開のお知らせとか、様々なお知らせを学校運営連絡協議会の委員の方にお知らせしている例もございますので、そういった取組の例としてよい例を示すなどして、学校運営連絡協議会の充実を図れるように指導してまいります。

○森本委員 よろしく願いいたします。

○宮田委員 これはなかなか難しい問題かもしれないんですが、2点ほどありまして、一つは、中学校なんかの場合はほぼ制服ですよ、皆さんちゃんとした。小学校の子どもさんたち、非常にきちんとしているんですが、教える先生がジャンパーがはだけてというか、時々そういう方があちこちに見受け――時々ですけれども、見受けられるんですね。私は、やっぱり礼儀作法というか、そういう中では、先生の服装もそれなりの服装の指導ということは必要ではないのかなと。必ず背広を着ろだとか何とかまでは言いませんけれども、ぱっと見でおかしくないような服装に注意をすべきではないかということが第1点になります。

それからもう一つですね。ものすごい太った先生がいるんですね。これはやっぱり健康の問題もあって、まあ、普通だったらいいんですが、誰が見ても太り過ぎ。アメリカなんかでは、太っている人は自己管理ができないからといって管理職にはつけさせないとかということもあるくらいで、そこまでいくと日本では問題かと思うんですけれども、健康管理という観点から、その辺のところもちょっと注意される。そこまで言うのはやり過ぎかどうなのかわかりませんが、その辺の見解をお聞きしたいんですが、いかがでしょうか。

○清水教育指導課長 2点御質問いただきました。

1点目の教員の服装につきましては、全くそのとおりでございます。かつては――かつてというのはどれくらい前かというのはありますが、近年、非常に教員の意識が変わってまいりました。かつては、教員の意識が低いために通勤の服装、授業中の服装もかなり問題がありました。ここ数年、西東京市におきましても、私が見る限りは、かなり多くの教員がその場に合った服装をしていると考えております。ただし、今、委員御指摘のように、一部の教員の中には、例えば体育着で数学や算数の授業をしたりとか、あるいは前の時間の体育の時間が終わってそのまま次の時間で――いずれにしても、一部やはりそういった傾向が見られる場合があります。それらは、校長、あるいは副校長の指導を通して、やはりきちんとそういった職員管理のほうは徹底してもらうように、服装を含めた管理を徹底してもらうように今、図っているところです。また、そういった御指摘を受けて再度校長会等にも指示してまいりたいと思っております。

2点目の健康管理でございますが、年間1回、公費で健康診断を実施しております。その中で、やはり改善が必要な職員については、管理職を通して、あるいは養護教諭を通して本人に周知し、必ず受診し、その結果を報告させるようにしております。いずれにしましても、健康を害すると教育活動にも当然影響してきますので、健康第一というところがありますので、職員の健康管理についても大事な管理職の労務管理の一つとして位置づけて、引き続き指導してまいりたいと思っております。

ほかに質疑はございませんか。——質疑を終結します。

以上でその他を終わります。

---

- 竹尾委員長 次に、議案第10号及び議案第13号 西東京市公立学校職員の処分の内申については、先ほど決定しましたとおり、人事に関する案件で、まだ公にされていないことから、西東京市教育委員会会議規則第13条第1項ただし書きの規定に基づきまして、会議を秘密会とさせていただきます。

恐れ入りますが、関係者以外の退席をお願いいたします。

それでは、暫時休憩といたします。

午 前 11 時 12 分 休 憩

午 後 12 時 29 分 再 開

- 竹尾委員長 休憩を閉じまして、定例会を再開いたします。

以上をもちまして平成26年西東京市教育委員会第2回定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

午 後 12 時 29 分 閉 会

---

西東京市教育委員会会議規則第29条の規定によりここに署名する。

西東京市教育委員会委員長

署 名 委 員